

教員免許状失効に伴う失職への今後の対応について

1. 再採用制度の創設（案）

- (1) 対象者 免許更新手続未了のために失職または採用の無効となった者のうち、免許失効に至った経緯に特にやむを得ない事情があったと認められる者。
- (2) 要件
 - ・滋賀県公立学校教員の失職等を通告された日から 6 か月以内であること。
 - ・現に有効な免許状を有すること。
- (3) 選考 面接と小論文により随時実施。
- (4) 任用
 - ・再採用日は欠員の状況に応じて設定するが、欠員がない場合においては、翌年度の 4 月 1 日付とする。
 - ・原則として失職等する前と同一校種・同一市町で任用する。
- (5) その他
 - ・審査会を設置し、出願者の免許失効に至った経緯において特にやむを得ない事情があると認められるか審査する。
 - ・要綱制定以前の失職者等で、失職等を通告された日から 6 か月以内の者も対象とする。
 - ・初任給は、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の規定により決定する。

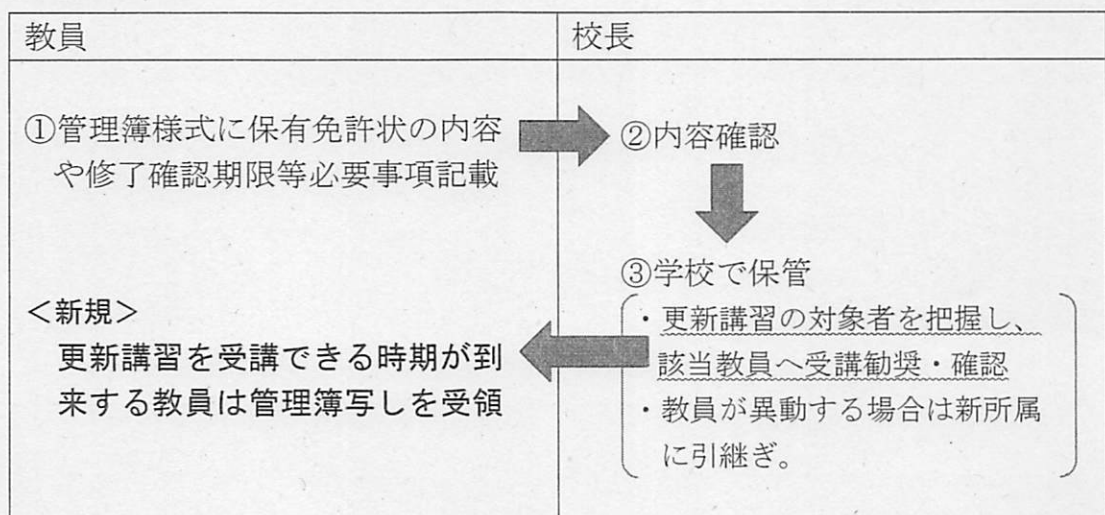
2 再発防止策

(1) 教員免許状更新管理簿による管理の徹底と活用

平成 22 年度から管理簿（資料 1-1）により管理を行ってきたところであるが、改めて管理の強化・徹底を図るとともに、新たに、更新講習を受講できる時期が到来する教員に管理簿写しを交付し、注意喚起を行う。

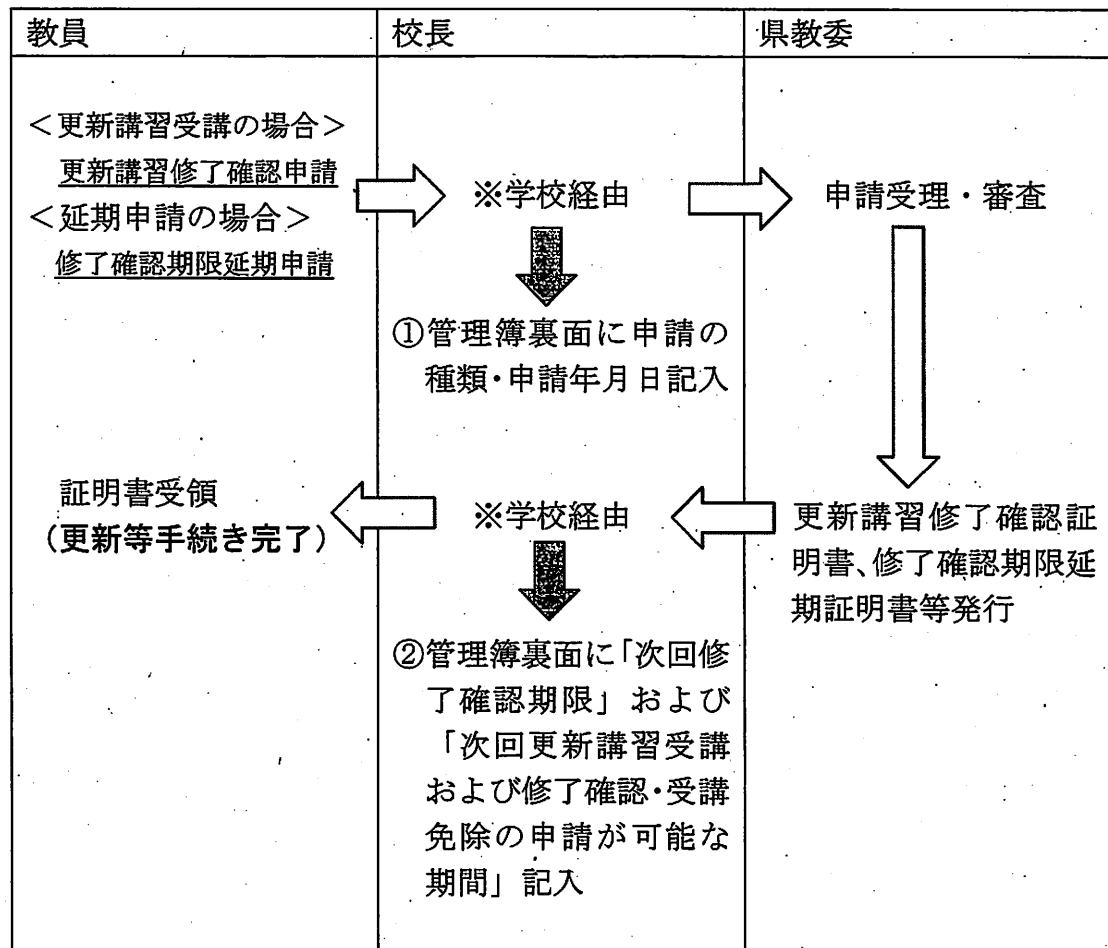
管理簿の仕組み

【新規作成時】



【更新講習修了確認・延期の手続き時】

旧免許状所持者の場合



(2) 市町教育委員会および公立学校教員を対象とする研修の実施

(3) 更新制度上、特に誤認されやすい事例についての考え方をまとめたチラシを作成し、公立学校教員に配布。(資料 1-2)

(4) 県教育委員会に「教員免許更新相談窓口」を設置し、積極的な活用を呼びかける。

別紙1 (記入例)

作成年月日 平成 22 年 4 月 10 日

教員免許状更新管理簿(旧免許状所持者用)

(表)

ふりがな	しが	たろう	ふりがな		ふりがな
氏名	滋賀	太郎	改氏名		改氏名

職員番号	2345678
生年月日	昭和 40 年 5 月 20 日

免許状の種類	教科又は領域 (追加領域)	授与年月日	授与権者	免許状の番号			免許状記載氏名 (母換後の氏名)	免許状記載本籍地 (母換後の本籍地)	所属長 確認欄
				年度	種類	番号			
小一種	()	昭和 63 年 3 月 25 日	滋賀県教育委員会	昭62	小一種	第〇〇号	滋賀 太郎	滋賀県	(印)
中一種	社会	昭和 63 年 3 月 25 日	滋賀県教育委員会	昭62	中一種	第〇〇号	滋賀 太郎	滋賀県	(印)
	()	年 月 日					()	()	(印)
	()	年 月 日					()	()	(印)
	()	年 月 日					()	()	(印)
	()	年 月 日					()	()	(印)
	()	年 月 日					()	()	(印)
	()	年 月 日					()	()	(印)

※異動の際には、異動先に引き継ぐこと。

教員免許状更新管理簿(旧免許状所持者用)

(裏)

氏名	滋賀 太郎	生年月日	昭和 40 年 5 月 20 日
----	-------	------	------------------

最初の修了確認期限等

最初の修了確認期限	平成 23 年 3 月 31 日	更新講習受講および修了確認・ 受講免除の申請が可能な期間	平成 21 年 2 月 1 日 ~ 平成 23 年 1 月 31 日	所属長 確認欄	(印)
-----------	------------------	---------------------------------	------------------------------------	------------	-----

※生年月日に応じた最初の期限や期間を記入してください。

申請状況

申請の種類	申請年月日	次回修了確認期限	次回更新講習受講および修了確認・ 受講免除の申請が可能な期間	所属長 確認欄
修了確認 免除申請 延期申請	平成 22 年 12 月 10 日	平成 33 年 3 月 31 日	平成 31 年 2 月 1 日 ~ 平成 33 年 1 月 31 日	(印)
修了確認 免除申請 延期申請	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	(印)
修了確認 免除申請 延期申請	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	(印)
修了確認 免除申請 延期申請	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	(印)
修了確認 免除申請 延期申請	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	(印)
修了確認 免除申請 延期申請	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	(印)

※申請の種類は、該当する申請の種類を○で囲んでください。

※次回修了確認期限は、「更新講習修了確認証明書」、「免許状更新講習免除証明書」、「修了確認期限延期証明書」に記載された次回の期限を記入してください。

※次回更新講習受講及び修了確認・受講免除の申請が可能となる期間は次回修了確認期限の2年2月前から、2月前までの期間です。

異動状況

異動年月日	所属名	職名	異動年月日	所属名	職名	異動年月日	所属名	職名
	〇〇学校	教諭	年 月 日			年 月 日		
年 月 日			年 月 日			年 月 日		
年 月 日			年 月 日			年 月 日		

教 育 職 員 の 皆 さ ま へ

-5-

＜例2＞育児休業や新たな免許状の取得により自動的に延期されると勘違い

都道府県教育委員会に対して有効期間の延長または修了確認期限の延期手続きをしなければ、期限は延長・延期されません。（ただし、新免許状所持者のみ、新たな免許状を取得した場合は、特に手続きをすることなく、最も遅い有効期間に統一されます。）

免許状に「有効期間の満了の日」の記載が無い場合は、最近新しく免許状を取得した場合でも必ず旧免許所持者です。

⇒修了確認期限が自動的に延期されることは絶対にありません！都道府県教委に延期願を提出してください。

中学校教諭一種免許状

本籍地 ○○県

滋賀 太郎

昭和○○年○月○日生

平成○○年○月○日

記

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について
中学校教諭一種免許状を授与する

（教科名）

○○県教育委員会

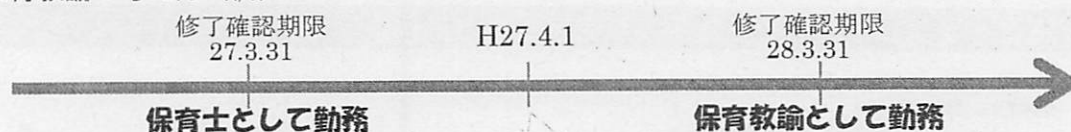
平○中一第○○○○号

＜例3＞こども園で経過措置期間中であれば失効しないと勘違い

保育園等から新たな「幼保連携型認定こども園」に組織変更された場合において、免許状が有効な状態で「保育教諭」として勤務している者

⇒更新手続きをせず有効期間満了日または修了確認期限を経過した場合は失効します。

○保育教諭の考え方（例）



保育士の身分で修了確認期限を経過した場合
（旧免許所持者）休眠状態となります。
（新免許所持者）期限切れ失効となります。

幼保連携型認定こども園
に組織変更⇒「保育教諭」
として勤務開始

保育教諭の身分で修了確認期限を経過した場合は旧免許所持者、新免許所持者ともに失効となります。

■新免許所持者と旧免許所持者の比較■

	新免許状所持者 （平成21年4月1日以降に初めて教員免許状の授与を受けた者）	旧免許状所持者 （平成21年3月31日以前に初めて教員免許状の授与を受けた者）
免許状の有効期限	有り （所要資格を得た日から10年後の年度末に設定）	無し
更新講習修了確認期限	無し	有り （初回は生年月日により区分され設定）
新しく免許状を取得した場合	最も遅く満了となる免許状の有効期間に自動的に統一	本人の申請により、最も遅く授与された免許状の授与年月日の10年後まで延期できる。 （自動的に延期されない。）